

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 11日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市東和田34番地1

氏 名 株式会社ENEOSマテリアル鹿島工場

工場長 高見 信安

電話番号 0299-96-2510

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ENEOSマテリアル鹿島工場
事業場の所在地	茨城県神栖市東和田34番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	合成ゴム製造業
②事業の規模	製品出荷額：272億円
③従業員数	195名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1) 石綿 ・アスベスト含有保温材→溶融再生処理業者に委託して路盤材等に再資源化 ・アスベスト含有製品として溶融再生業者に委託 金属回収。 2) 廃油 ・焼却処理業者に委託 → サーマルリサイクル ・再生利用業者に委託 → エマルジョン化(再生燃料)

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添管理体制図参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	石綿
排 出 量	98 t	0 t

(これまでに実施した取組)

- ・アスベスト含有製品として熔融再生業者に委託 金属回収。
- ・ヘキサン廃油（廃油発生量の大半を占める）の再生利用について再検討した。含有成分により再生利用処分コストが高くなる事から委託数量は少ない。
- ・令和5年度は合成ゴムの製造に於けるヘキサン使用量が少ない製品の製造が増えたため、伴い発生するヘキサン廃油の発生量が減となった。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		
排 出 量	130 t	3 t

(今後実施する予定の取組)

- ・特に予定なし

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・廃油類、石綿は他の廃棄物に混入しないように容器に名称を記述して分別、保管を確実に実施している。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・上記品目以外、特に計画なし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) ・ 特に実施していない。			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	(これまでに実施した取組) ・令和5年10月に廃油の処分委託先(サマルシクル)が廃業したため優良認定業者(サマルシクル)への処分委託に変更すると共に一部を再生利用業者への処分委託に変更した。 ・委託先処理業者には定期的な現地確認を実施しているが、今後も継続して、適切な処理の確認を行う。 ・社内委託基準及び公開情報を参考に、廃棄物処理委託業者を選定し、契約を締結している。		
① 現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	石綿
	全処理委託量	98 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	73 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	8 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	90 t	— t	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	石綿
	全処理委託量	130 t	3.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	118 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	10 t	3.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	2 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	118 t	— t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘキサンの使用が少ない合成ゴムの製造を増やす事が理想であるがユーザーからの発注を受けての製造であるため計画が難しい面がある。過去の実績から廃油の処分委託量の計画を作成するため、令和5年度のように、計画に対し実績が乖離する場合がある。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	98 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100%電子マニユフェスト使用。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。